

見守り 新鮮情報

大手通販サイトで電動アシスト自転車を購入。警察署の防犯登録に行ったところ、**原付バイク扱い**になると言われ**防犯登録できなかった**。原付になるなら**免許がない**ため乗ることができないので返品したい。(60歳代)

防犯登録できません!

原付扱い?!
免許、持っていないよ!



©Kurosaki Gen

道路交通法の基準不適合の 電動アシスト自転車に注意

- 基準に適合していない電動アシスト自転車が、自転車として道路を通行できるようにインターネット通販等で販売されていることがあります。

- 電動アシスト自転車は道路交通法上の基準で、搭乗者がペダルをこがないと走行しない構造であること、人のこぐ力「1」に対するモーターによる補助力の比(アシスト比率)は、10km/h未満では最大「2」とすること、10km/h以上では走行速度が上がるにつれアシスト比率を徐々に減少させ、24km/hではアシスト比率は0になることなどが定められています。

ひとこと助言

基準に
適合したものを
選ぼう



見守るくん

- 電動アシスト自転車を購入する際は、型式認定の「TSマーク」や「BAAマーク」の有無を参考にし、基準に適合しているか確認しましょう。不明な場合は購入先や製造元等に問い合わせましょう。
- 基準に適合していない電動アシスト自転車で道路を通行すると、法令違反となり運転者が罰則の対象となります。基準に適合していない、またはその可能性がある電動アシスト自転車については、強いアシスト力による事故のおそれもあるため、道路の通行は控え、購入先・製造元等に対応を確認しましょう。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第549号(2026年8月27日)発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう!

消費者ホットライン
188(いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209
平日9:00~17:30、土日10:00~16:00(年末年始・祝日休み)

